

議案第 39 号

基山町職員定数条例の一部改正について

基山町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町職員定数条例の一部を改正する条例

基山町職員定数条例（昭和24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「144人」を「150人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

経常的事務量の増加、事務事業の多様化及び複雑化に対応し、適正な職員配置を図るため、基山町職員定数条例を改正する必要がある。

令和 7 年 9 月 12 日原案可 決